

議案第78号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(共同設置の附属機関)</p> <p>第1条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p>	<p>(共同設置の附属機関)</p> <p>第1条の2 [同左]</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

[第1条の2の表 別紙1]

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	[[同左]] 大阪府市 I R 事業者選定委員会	[[同左]] 特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たっての審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務

[第1条の2の表 別紙2]

附属機関を共同して設置する他の普通地方公共団体	附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
大阪府	市長	[略]	[略]
		大阪府市 I R 事業者選定委員会	特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項の調査審議並びに当該民間事業者の選定に当たっての審査並びに市長に対する意見の具申に関する事務
		大阪府市 I R 事業評価委員会	夢洲地区において民間事業者が実施する特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業に係る認定区域整備計画の実施の状況の評価等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

令和4年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

#### 説 明

大阪府と共同して設置する市長及び知事の附属機関として大阪府市 I R 事業評価委員会を設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。